

厚木ガス電気を

キャンペーン期間中に新規申し込みで

電気代が3ヶ月分

10% OFF

割 電気料金

引 キャンペーン実施中！

期間：2019/8/1～2019/10/8



2019年夏キャンペーン募集要項

■ 対象条件

2019年8月1日（木）～2019年10月8日（火）までに厚木ガス電気を新規でお申し込みいただき、かつ電気の需給開始日が2019年8月1日（木）から2020年3月31日（火）の方が対象です。

※申込書の郵送で電気をお申し込みの場合は、2019年8月1日(木)～2019年10月8日(火)の消印分までが対象です。※法人・個人事業主の方も対象です。※電気料金を口座振替またはクレジット払いでお支払いいただける方が対象です。※電気の供給開始に向けた手続きに支障がある場合等は、キャンペーン対象外とさせていただきます。※契約アンペアが20A以下の場合、30A以上にさせていただく必要がございます。

■ 対象メニュー

ぴかっとプランA、ぴかっとプランB、ぴかっとプランC。

※既に厚木ガス電気をご契約済みで「メニュー変更」のお客さまは対象外となります。

■ 割引となる電気の使用期間

【1か月目】需給開始日から初回の電気計量日の前日まで

【2か月目】初回の電気計量日から翌月の電気計量日の前日まで

【3か月目】翌月の電気計量日から翌々月の電気計量日の前日まで

※上記期間は、他社から電気をお切り替えいただいた場合の一般的な例です。

■ 割引内容

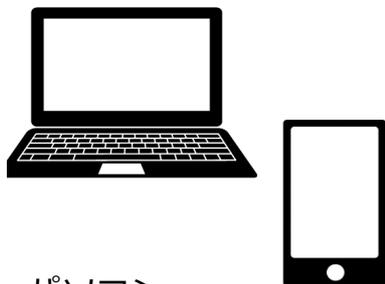
上記期間において電気のご請求額※から再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の10%を割引します。

※電気の基本料金と電力料金合計額（税込）

詳細につきましては、裏面付帯メニュー定義書【特別割（2019年夏版）】をご確認ください。

厚木ガス電気、お申込みもカンタン！

インターネット



パソコン
スマートフォンから

ショールーム窓口



直接のご相談

電話でのご相談



申込書郵送

まずは電気料金シミュレーション！

厚木ガス 電気

検索

電気のご契約について気になることがございましたら、厚木ガスまでお気軽にご相談ください。

【ご注意】・お引越(転入)等の場合は、お引越先の電気メーターの計器番号または供給地点特定番号をお手元にご用意ください。・お申し込みから供給開始までお時間が掛かる場合がございます。電気の需給開始日は、需給開始後に書面にてお知らせいたします。

○電気の供給範囲:神奈川県の一部の市町村(厚木市、伊勢原市、平塚市、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村、相模原市、座間市、大和市、海老名市、綾瀬市、藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡寒川町、中郡大磯町、中郡二宮町、足柄上郡中井町、足柄上郡大井町、秦野市、小田原市)(建物全体で一括受電をしている場合を除く)○すでにご使用いただいた電気に関する払い戻し等には応じられません。

付帯メニュー定義書【特別割(2019年夏版)】

付帯メニュー定義書【特別割(2019年夏版)】(以下「本定義書」といいます。)は、当社の電気需給約款、電気料金メニュー定義書にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。本定義書で定める付帯メニュー(以下「特別割」といいます。)は、期間限定の「特別割引メニュー」です。

1. 実施期日

本定義書は、2019年8月1日より適用します。

2. 定義

次の言葉は、本定義書において、次の意味で使用します。なお、電気需給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用します。①特別割引メニュー 付帯メニューのうち、「特別割引メニュー」として当社が指定したものをいいます。

3. 適用条件等

(1)当社は、以下のすべての条件を満たす場合に限り、「特別割」を適用します。
①2019年8月1日から2019年10月8日まで(郵送による申し込みの場合、2019年8月1日から2019年10月8日までの消印有効)の間に、新たに当社の電気需給契約を当社所定の方法で申し込みを行うこと(なお、当該期間外に電気需給契約を申し込んだ場合であって、同一の需要場所の電気需給契約を当該期間中に再度申し込みをした場合を除く)。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。
②電気の需給開始日が2019年8月1日から2020年3月31日であること。
③当社の電気料金メニューのびかっとプランA、びかっとプランB、びかっとプランCのいずれかを適用すること。(2)(1)にかかわらず、電気の供給開始に必要な情報を提供をいただけない等、電気の供給開始に向けた手続きに支障がある場合は、「特別割」を適用できないことがあります。

4. 適用期間

(1)「特別割」の割引の適用開始日は、以下のとおりとします。3(適用条件等)に定める適用条件を満たす電気需給契約の電気の需給開始日(2)特別割の適用期間は、(1)に定める適用開始日から起算して3か月目の同日に相当する日の前日

までとします。ただし、3か月目の同日に相当する日が存在しない場合は、3か月目の月末日の前日までとします。なお、適用期間の終了にあたっては、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付は行いません。

5. 割引内容

当社は、3(適用条件等)に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、以下のとおり電気料金を割引します。(1)電気需給約款15(電気の使用期間)に定める電気の使用期間の初日の翌日が、「特別割」の適用期間に属する場合、原則として、当該使用期間の電気料金の計算に(2)の割引内容を適用します。(2)「特別割」が付帯する電気料金メニューの月の基本料金(税込)と電力量料金(税込)の合計から、その合計に0.1を乗じた額を割引します。なお、割引額は、小数点以下切り捨てとします。

6. 適用廃止

当社は、以下の場合には、「特別割」の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。(1)電気の契約を解約する場合 電気需給約款31(お客さまからの電気需給契約の解約)または32(当社からの電気需給契約の解約等)による解約日(2)(1)以外の事由による場合 当該事由発生日の直後の電気の計量日なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、(1)で定める解約日

7. 特別割の定義書の変更および廃止

(1)当社は、本定義書を変更する場合には、電気需給約款4(本約款等の変更)(2)もしくは(3)に準じます。(2)当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。(3)本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

電気に関するお問い合わせ

厚木ガス リビングサービス課
TEL 046 (230) 2354

受付時間
平日: 8:30~17:00